

[事案 2022-205] 契約解除取消請求

・令和5年9月12日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

下肢静脈瘤により令和4年3月に2日間入院したため、令和3年12月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の告知前に、下肢静脈瘤について、医師から外科的手術を勧められたことはないため、告知義務違反にあたらぬ。
- (2) 本契約の告知前、募集人に対して、自分の持病が告知事項に該当しないか確認したところ、募集人は、上司に確認した上で告知事項に該当しないと云った。
- (3) 告知書作成の際、質問内容について、「私の場合はどちらになるのですか」と募集人に確認したところ、募集人から『「いいえ」となります』と言われたことからそのとおりに告知をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約の告知前、下肢静脈瘤について、担当医から外科的手術を勧められており、告知義務違反に該当する。
- (2) 募集人は、告知の際、申立人から「私の場合はどちらになるのですか」と聞かれていない。また、募集人は、下肢静脈瘤について、申立人から「担当医師からは治療の必要性はないと言われており、入院・手術の予定はない」と聞いており、仮に、募集人が『「いいえ」となります』と案内したとしても不告知教唆にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められたが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人と募集人のメールのやり取りによれば、申立人の給付金支払に関する質問に対し、募集人は、「今、先生との話でいつ頃手術しようなどの予定が無ければ、どんな状態でも給付金の支払いはできます」と誤った回答をしており、その後、申立人は募集人へ契約加入意思を伝え、申込みに至っていることからすれば、募集人の誤回答が申立人の契約加入意思に影響を与えることになったことは否定できない。
- (2) 本契約が解除されたのは申立人の告知義務違反が原因と言えるが、募集人の誤回答がなけ

ればそもそも本契約の申込みがなかった可能性もあることから、この負担を申立人のみに負わせるのは妥当ではない。

(3) 募集人の誤回答により、申立人が、いつ頃手術する等の予定がなければ告知する必要はないとの誤った理解をしていた可能性も否定できない。